

こがくらんらん

令和5年2月号

発行：小ヶ倉地域センター

〒850-0961 長崎市小ヶ倉町2丁目21-2

☎095-878-5301 (R5.1.25日発行)

小ヶ倉地域人口世帯数(令和4年12月末現在)

人口 8,420人(男3,945人、女4,475人)世帯数 3,918世帯



ダイヤモンド第二自治会の山口会長が「総務大臣」表彰を受けました！

自治会、町内会等の地縁による団体の代表者として多年にわたり在職し、地域的な共同活動を通じて良好な地域社会の維持及び形成に顕著な功績があったと認められ、令和4年度総務大臣表彰を受賞されました。

山口熙会長は、自治会長だけではなくダイヤモンド連合自治会会長や、まちづくり連絡協議会の役員としても長年にわたりご活躍されています。

日頃からの活動に感謝申し上げますとともに、今後も健康に気を付けられ、ご活躍されるようお祈りいたします。



令和5年長崎市消防出初式が開催されました！

1月7日(土)、出島メッセ長崎にて市消防局や消防団、市民防火組織などから約1,200人が一堂に集い消防出初式が開催されました。

その後、県庁南側岸壁では消防団車両16台から長崎港に向かって、迫力のある一斉放水が行われました。

また、式典では、長年消防行政に貢献があった方々への表彰が行われ、第17分団では4名の団員が表彰を受けました。



(第17分団 一斉放水の様子)

<長崎市長表彰>

氏名	表彰種類
後田 泰宏	勤続10年表彰
林田 雄一	勤続10年表彰

<長崎市消防団長表彰>

氏名	表彰種類
川道 直樹(班長)	精勤功労表彰
早川 慶洋	精勤表彰



各地で鬼火たきが行われました！

1月8日(日)、小ヶ倉地区と戸町地区で、正月の伝統行事「鬼火たき」が行われ、集まった皆さんで、正月飾りやしめ縄などを焼いて、一年間の無病息災を祈願していました。各会場では、焼き芋やぜんざいふるまい、抽選会などもあり、大変賑わいました。



鬼火(おんの火) 焚き
〔小ヶ倉地区〕



主催：小ヶ倉連合子どもを守る会
場所：小ヶ倉小学校運動場

どんとファイヤー
フェスティバル
〔戸町地区〕



主催：市消防団第16分団後援会
場所：上戸町水源地広場

〔ダイヤモンド地区〕
どんと焼き



主催：ダイヤモンド第一自治会
場所：おひつじ座公園



長崎市公共花壇デザインの入賞作品が発表されました。

市内の小学3年生～6年生を対象に募集された「公共花壇デザイン」の入賞作品が発表され、1月10日に表彰式が行われました。

「自由なデザイン」部門で、小ヶ倉小学校5年の上谷直之さんが優秀賞を、南長崎小学校4年の前田柚那さんが佳作に選ばれました。

なお、優秀賞の上谷さんの作品は、市営陸上競技場の花壇に実際に植栽され、1月21日(土)に植栽式が行われました。見ごろは3月～5月いっぱいとのこと。



上谷直之さん「星に願いを」



前田柚那さん「みんなの愛」



【上】上谷さん



【下】前田さん



第72回 社会を明るくする運動 において、小ヶ倉小の児童2名が入選しました！

「社会を明るくする運動」は、犯罪や非行のない安全で安心な地域社会を築くための全国的な運動です。

今年度、第72回「社会を明るくする運動」で実施された「標語の部」において、小ヶ倉小学校の児童2名の作品が入選しました！



左から松田校長、矢次さん、岩永さん、保護司の加藤さん

長崎市立小ヶ倉小学校
六年 矢次 優希菜

陰口は
言われた人の 闇となる」

長崎市立小ヶ倉小学校
六年 岩永 祐和

ありがとう
人とのきずな 深くなる」



お地藏尊大祭が開催されました！

1月21日(土)、地藏堂(小ヶ倉町1丁目中自治会公民館横)において、お地藏尊大祭が開催されました。

今年も、コロナ禍により規模を縮小して行われましたが、中自治会の皆さんや近くの幼稚園児がお参りに訪れていました。



お地藏尊



お引っ越しの手続きは、最寄りの地域センターへ！

住所変更	届出期間	必要なもの
転入 他市区町村 ↓ 長崎市	新住所にお住まいになってから14日以内 ※お引っ越し前の届出はできません。	●転出証明書またはマイナンバーカードか住基カード(転入のかたは住んでいた市町村役場で手続きが必要です。) ●本人確認書類
転居 長崎市 ↓ 長崎市		●本人確認書類
転出 長崎市 ↓ 他市区町村	お引越し予定1か月前から※郵送での届出もできます。 令和5年2月6日よりマイナンバーカードをお持ちの方で、署名用電子証明書をつけている方はオンラインでも手続きできます。	●本人確認書類

大学入学などで自宅を離れる場合でも、必ず住民異動の届け出が必要です。

- 「本人確認書類」とは、健康保険証、運転免許証、マイナンバーカード、住基カード、在留カードなどです。
- 外国籍の市民のかたも住所変更の届出が必要です。
※外国籍の市民のかたは異動者全員分の在留カードが必要です。

受付時間

平日の午前8時45分～午後5時30分 (池島事務所は午前8時～午後3時30分)

受付窓口

各地域センター・各事務所・各地区事務所
(※各地区事務所については、マイナンバーカード、住基カードを使った転入・転出のお届け及び住所等の書きかはできません。)

届出人

本人または世帯主・同世帯のかた(※代理人による届出の際は、「委任状」と「代理人の本人確認書類」が必要です。)